

### 新型コロナワクチン接種 春開始接種をスタート

問 (市)健康増進課 ☎86-0900

掲載内容は4月21日時点の情報です。



▲ホームページ

5月8日(月)以降に高齢者など、重症リスクの高い方を対象に、追加接種を実施します。さらに、秋以降にすべての方に対して追加接種を実施する予定です。

▶期間 5月8日(月)～8月31日(木)

▶対象者

- ①65歳以上の方
  - ②12歳以上64歳以下で基礎疾患がある方
  - ③医療従事者、高齢者施設等従事者(64歳以下)
- (②③は接種券発行の申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。)

▶接種券 緑色の接種券(4月末以降順次配送)

●集団接種(5月～6月前半予定)

次の日程で集団接種を行います。各日程の予約可能時間については、市ホームページやコールセンター(☎0570-079-486)で確認してください。すでに予約が定員に達している場合があります。

▶場所 総合保健福祉センター

対象	ワクチン	接種日
追加接種 12歳以上 (緑色の接種券をお持ちの方)	オミクロン株対応ファイザー	5月20日、21日、25日、27日、28日 6月1日、3日、8日
1回目接種 12歳以上	ファイザー	5月28日 6月3日

●個別接種

かかりつけ医、近くの医療機関で接種が可能です。ワクチン接種実施医療機関は接種券に同封のチラシや市ホームページで確認ください。



コロナ対策

### 新型コロナウイルス 感染症が5類に移行

5月8日(月)から、新型コロナウイルスの感染症上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に移行します。移行に伴う変更の詳細は市ホームページをご覧ください。

▼主な変更点(予定)

- ・法律に基づく外出自粛は求められない(発症後5日間は外出自粛を推奨)
- ・患者、濃厚接触者の特定はしない
- ・治療費に自己負担額が生じる

問 (市)新型コロナウイルス対策本部事務局

・(市)危機管理課

・(市)健康増進課 ☎86-0900



▲ホームページはこちら

コロナ対策

### 保険料(料)の減額・免除を終了

新型コロナウイルス感染症の影響により減収した方などを対象とした①国民健康保険税、②後期高齢者医療保険料、③介護保険料の減免は、令和4年度をもって終了しました。

問 ①(市)税務課 市民税係

②(市)医療保険課 福祉医療係

③(市)介護保険課 保険給付係

### 子育て世帯・非課税世帯などに給付金を支給

高騰対策  
物価高騰

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯などに対して、給付金を支給します。

①子育て世帯生活支援特別給付金

▼支給額 児童1人あたり5万円

▼対象

- ①令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受ける方
- ②公的年金などを受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となつた方

④ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯向け(①②③との併給不可)

⑤令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯)の受給世帯

⑥直近で収入が住民税非課税相当に減少した家計急変世帯

▼申請方法

⑦①⑤月中旬に案内を送付します

す(申請不要)。

①②③子育て支援課窓口または市ホームページにある申請書類に必要事項を記入の上、提出してください。

▼申請期限 令和6年2月29日(木)

(申請受付開始日については、市ホームページを確認してください)



▲ひとり親世帯向けについて



▲ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯向けについて

②非課税世帯などへの給付金

国は、住民税非課税世帯などに対し、1世帯当たり3万円を目安に給付する方針を決定しました。4月21日現在、国から示された方針を基に支給対象世帯や申請方法、受付時期などを検討しています。詳細が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

問 申請



▲非課税世帯などへの給付金について

①(市)子育て支援課 児童福祉係

②(市)福祉課 生活支援係

広告

お問い合わせは **福農産業株式会社**  
 ☎0794-82-1088 ☎0794-83-5615  
 三木市大村58番11 Eメール: honbu@nagara88.co.jp

害獣の侵入防止で  
田畑の大切な農作物を守る!!

支柱付だから  
すぐ使える!

金網フェンス  
フェンス:高さ1m×長さ20mと支柱:11本のセット  
●PVCワイヤーφ2.1mm  
●網目:10×10cm ●支柱:長さ1.4m **14,500円** (税別)

### 軽自動車税の通知書を送付します

納税

▼軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日

納税通知書は5月中旬に送付します。納付書で納める方は、5月31日(木)までに、納付してください。口座振替で納める方は、5月31日(木)に振替します。

また、納付書についている2次元コードを用いてクレジットカードやインターネットバンキング、スマートフォン決済アプリを利用して納付することも可能です。

▼三輪・四輪の軽自動車の車検で紙の納税証明書が不要に

1月から、三輪・四輪の軽自動車の車検を受ける場合、紙の納税証明書の提示が不要になりました。また、納付後すぐに継続検査(車検)

を受けられる方は、金融機関またはコンビニエンスストアなどで納

付し、紙の納税証明書領収証書を活用してください。ただし、二輪の小型自動車の車検には、引き続き紙の納税証明書が必要です。

▼キャッシュレス決済や口座振替で納付した方には、納税証明書を郵送スマートフォンの決済アプリやクレジットカードなどのキャッシュレス決済または口座振替によって納期限までに納付された方には、6月中旬に車検用納税証明書を郵送します。ただし、令和6年度からは、二輪の小型自動車のみ車検用納税証明書を郵送します。



問 (市)税務課 市民税係

### スズメバチの巣駆除費用を一部補助

補助金

市では、スズメバチによる住民の刺傷被害を防止するため、土地や建物など(事業用は除く)にできたスズメバチの巣の駆除費用を一部補助しています。詳しくは問い合わせください

い。スズメバチに巣を作られないよう、口頃から建物などの適正管理を心がけましょう。

問 (市)生活環境課

空き家対策係



▲ホームページはこちら